

大項目1 「(仮称) 成年後見支援センター」について

平成31年度施政方針の中で、新たに盛り込まれた「(仮称) 成年後見支援センターの設置に向けた準備を進める」ことについて質問致します。(仮称) 成年後見支援センターは、判断能力に不安を抱える方の自立した生活を支援するために、成年後見制度の利用促進や権利擁護を行うことを目的に設置されるものと理解しています。

この設置については、平成23年9月と12月の一般質問で要望、その後も毎年会派で予算要望を重ねてきました。一人暮らしの高齢者が急増、超高齢社会においては認知症の方も増え、その内の半数が一人暮らしという調査報告もあります。平成23年当時は、成年後見制度に関する相談は地域包括支援センターに委託している業務内容と同一であると答弁があり、それに対し、成年後見制度の相談に対応するための専門職の充実など、地域包括支援センターの機能強化を求めました。併せて、成年後見制度の対象者は高齢者だけでなく、障害のある方も含まれることを挙げ、地域包括支援センターが介護保険制度上の事業である限り、高齢者に特化しており、高齢者以外の対応が困難であることから、地域包括支援センター以外の新たな機関が必要であるとしました。さらには、同じ世帯で高齢者、障害者、生活困窮者など、複雑な問題を抱える事案も多くあり、総合的な相談が出来る機関が必要として、総合的な成年後見(権利擁護)センターの設置の要望を重ねており、ようやく設置に向けた準備を進めることが示されたことに、大きな喜びを感じております。(仮称)成年後見支援センターの準備スケジュールとその内容について質問いたします。

現在、高齢者に関しては、地域包括支援センターが一次窓口であると考えますが、新たに設置される(仮称)成年後見センターは、機能の集約なのか、機能強化なのか、二次的、基幹型のようなイメージなのか、地域包括支援センターとのすみわけについてお答え下さい。さらに、障がい者に対する権利擁護も行うのか、その場合は、障がい者基幹相談支援センターとの関係についてもお答え下さい。次に、直営で設置するのか、委託なのか、委託であれば委託先のイメージについてお考えがあればお示し下さい。さらには、業務内容と設置の在り方をどこで決めていくのか、専門職の確保など必要な準備期間を勘案した開設の目標年度についてお答え下さい。

大項目 2 高齢化と人口減少社会に対応した公共交通網の再構築について

施政方針では、「地域公共交通の在り方を総合的な視点に立って見直し、直面する高齢化と人口減少社会に対応した公共交通網の再構築に取り組む」とされ、新年度の取り組みには、2020 年度中の事業展開を目指したかこバスルートの新設・再編、かこバスミニの新たなルートの導入など、「通勤・通学の利便性」を高める取り組みと、バスの利用促進のための上限運賃制度の新設が挙げられました。

これらの施策は、「通勤・通学」を重視したもので、「高齢化に対応した」ものが見えにくいように感じます。

平成 29 年度に策定された加古川市地域公共交通プランは、「交通弱者対策」がキーワードでしたが、昨年 9 月の私の代表質問「公共交通の拡充」において、交通弱者の視点と転出対策の視点では描く絵が違うことから、公共交通の拡充の目的と対象者について確認させて頂いたところ、市長は、通勤・通学者を対象とした幹線バスの強化に取り組むなど、全世代を対象にそれぞれの地域で、根本的に考え直す必要があるとされ、まずはゼロベースで、白地にあるべき公共交通網を描くよう指示を出したと答弁されました。全世代を対象にして見直すということでしたが、高齢者など交通弱者対策の検討状況について質問致します。

高齢者でも、70 代と 80 代以上では大きく違い、80 代以上の方が買物や通院でバスを利用することは困難です。また、高齢者の免許返納制度の充実を求める声も多くありました。近隣市では、高齢者のバス・タクシー券の助成を行うところが増えています。新年度の障がい者福祉施策に、タクシー料金助成券の複数枚利用が盛り込まれました。これは、平成 29 年度の公開事業評価に上げられたもので、当日はその前にコミュニティバス路線運行補助金の事業評価があり、2つの事業評価に際し、コミュニティバスも福祉タクシーも目的は広義では同じであり、交通政策のグランドデザインが必要であるといった意見がありました。タクシー券利用者アンケートでは、中心部と北部地域では状況が全く違うこと、一律の支給条件でなく障がい種別や居住地等を考慮し、対象者によって支給枚数を変える必要がある等、重要な指摘がありました。また、加古川市地域公共交通プランでは、福祉タクシー制度を交通弱者に対する施策として拡大し、高齢者や妊産婦に対し、市が指定するタクシー会社で利用できるタクシーチケットの交付を検討するとしていました。

タクシー料金助成券の拡充にあたり、高齢者や妊産婦などの交通弱者への拡充、居住地や年齢、心身の状況などに合わせた支給方法について、これまでの検討状況と、今後の考え方についてお答え下さい。また、その他の「高齢化に

対応した」公共交通政策の検討状況についてもお示し下さい。最後に、交通政策のグランドデザインを描くには、福祉部、都市計画部などの関係部局・機関からの意見を集約させる総合的・横断的な推進体制が必要です。交通政策の総合的な推進体制について、ご見解をお聞かせ下さい。

大項目 3 市民との協働のまちづくりについて

市長の強い思いで 29 年度から設置された協働推進部、その中で新たに取り組まれた協働推進課が実施するウェルビーポイントと、生活安全課が実施する見守りカメラ・見守りサービスの現状と今後の展開、そして「協働の概念を施策に反映する仕組み」の進捗状況について質問致します。

小項目 1 ウェルビーポイントについて。

29 年第 2 回定例会の私の代表質問において、共通ポイントカードの数値目標等を確認したところ、「登録者を増やすことは大前提である」「現在は試行期間中であり、今後何を目指し、どれぐらいの進捗なのかということは明らかにしながら進んでいく」と答弁されました。現在はウェルビーポイントカードとして運用されていますが、平成 29 年度のカード配布数は 5,492 枚、直近の配布数は 8,486 枚と聞いております。ただ、平成 30 年度からは個人申請を必要としないので、重複して持っていたり、団体に所属する人もおられることから、明確な人数は把握できません。半年早く開始した高砂市の「にこにこポイントカード」の保有者は 29 年度末で 12,793 枚、直近は 15,515 枚で、こちらは人数と一致します。高砂市の人口は 9 万人、対象の 18 歳以上人口は 7.5 万人、実に約 20%の方が持っています。加古川市の人口は 26.5 万人、18 歳以上は約 22.5 万人、個人申請をしていた 29 年度末のカード発行枚数で割ると 2%という数字です。29 年の代表質問でも申し上げましたが、市民が気軽に貯めて、使えるものでないと浸透しません。多くの高砂市民がポイントを貯める楽しさを感じ、対象となる事業への参加者が増えていると聞いております。まずは、加古川市のウェルビーポイントカード配布枚数についてのご見解と、今後の見込み数についてお答え下さい。

次の質問は、ポイント交換についてです。平成 29 年度のポイントの発行実績は約 86 万ポイントですが、交換実績は約 17 万ポイント、20%しか交換されていません。この結果に対しての認識、交換されない理由の把握等、実績に対する分析方法と今後の展開についてお答え下さい。現在加古川市のウェルビーポイント加盟店は 31 事業所、店舗で貯めて、店舗で使える仕組みですが、現在の

利用状況についてお答え下さい。また、ポイント交換の景品を見ると、登録店で販売されている品であると思いますが、県外製品が景品になっていることについてやや違和感があります。この景品の費用負担と、選定基準についてお答え下さい。高砂市は、100ポイント1口で抽選に参加できる仕組みで、年2回抽選会を実施、29年9月は5,850口、30年3月は7,600口もの申し込みがあり、商品は高砂市ゆかりの品物です。ウェルビーポイント制度の最後の質問は、この制度のこれまでの効果と、今後何を目指すのかについてお答え下さい。

小項目2 身守りカメラ・見守りサービスの効果の検証と今後の活用について

平成29年度から、市内の通学路を中心に約1,500台の見守りカメラを設置、併せて、民間事業者との協働による「見守りサービス」を導入、官民連携の取り組みが「第3回先進的まちづくりシティコンペ」において国土交通大臣賞を受賞したことは大変素晴らしいことです。

平成28年第4回定例会の代表質問で「見守りカメラ・見守りネットワークの効果の検証方法、犯罪の抑止をどのようにはかるのかを確認したところ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成31年度までに刑法犯罪発生件数を平成26年度の4,462件から10%、人身事故発生件数を同じく平成26年度の1,848件から4%、それぞれ減少させることを目標とする」と答弁されましたが、現段階での達成状況についてお答え下さい。

また、見守りカメラの設置及び見守りサービスの導入については、地方創生推進交付金の交付対象事業であり、交付金活用之际して、KPI（事業業績評価指標）の設定と、効果検証を強く求められており、事業効果の検証方法等の検討を進めるとされました。事業効果の検証方法と検証結果についてお答え下さい。

国土交通大臣賞を受賞した「見守りサービス」ですが、現在の利用状況と課題についてお答え下さい。また、認知症の方については、見守りタグをどのように身に付けていただくかが課題です。せっかくのお墨付きのサービスも活かされなければ意味がありません。今後の見守りタグの効果的な活用方法についてお答え下さい。

小項目3 「協働」の概念を施策に反映する仕組みについて

2年前に私が、昨年は松本裕一議員が代表質問で同様の質問を行いました。それは、協働の概念は全庁的施策に及ぶものであり、従来の仕事のやり方、特に、課題の把握の段階から実現に至るまで大きな転換を図るものと考え、協働の概念を全庁の施策にどのような手法で、どう取り組んでいくのか、市長のご見解を問いました。市長は、「協働の概念を全庁の施策に反映するため、職員

の意識改革を行い、協働の視点を持って事業に取り組んでいく職員の育成を図っていく、その上で、協働の概念を施策に反映する仕組みの構築についても検討していく」と答弁されました。この2年間で取り組まれた「職員の意識改革」「協働の視点を持って事業に取り組む職員の育成」「協働の概念を施策に反映する仕組み」の進捗状況についてお答え下さい。

大項目4 加古川市の特色ある公教育の在り方について

小項目1 協同的探究学習のさらなる推進について

2017年の学習指導要領の改訂において、「主体的・対話的で深い学び」が重視され、一人一人が身に付ける「資質・能力」として、「学びに向かう力、人間性」が提示されると共に、各教科における「理解の質を高める」ことが強調されています。この学びを達成するための学習方法が「協同的探究学習」であり、加古川市が先進的に取り組んでいます。さらに「協同的探究学習」を全市的に展開するため、今年度から小・中1校ずつパイロット校を指定、パイロット校は協同的探究学習の理念に基づいた「主体的・対話的で深い学び」について研究を行うと共に市内に発信する役割を担っています。

「協同的探究学習」の教育的効果には、全ての子供が多様な考え方を出し合い、協同的に探究しながら、一人一人の考えを深める学習方法で、誰もが授業で活躍でき、発想力や多様な考え方、価値観を認めあうことで、「学びと育ちの基盤」としての人間関係を築き、居場所づくりを進め、いじめのない学校にも繋がると答弁されていました。市長も、予測困難な社会において、自ら考え、他者と協同し、よりよく課題を解決しようとする人づくりに繋がっていくものと認識している、とされていました。

この素晴らしい学習方法を定着させるためには、「教員の学びの機会」が保障されなければなりません。パイロット校とパイロット校以外の小・中学校の教員から、協同的探究学習に対する率直な意見を聞いて参りました。印象としては、パイロット校であるかないかでなく、学校ごとに温度差があると感じました。概ね、意欲的に取り組まれているようですが、パイロット校においても、協同的探究学習の授業の組み立て、準備に大変な苦勞をされている様子でしたが、児童、生徒らは、「できる学力」の授業より生き生きと学んでいることや、自分と他人の意見とを比べながら聞く力が付いてきたこと、教員の想像を超える意見が出るなど、確かな手応えを感じているとのことでした。パイロット校以外の教員からは、実際の授業を見ることや直接指導を受けたいといった意欲

的な意見がありました。また、学校の規模によっては、教員が少ないために授業以外の雑務が多く、授業研究が進みにくいこともあるようです。全市的に協同的探究学習を定着させるためには、全ての教員が十分な授業研究ができるような環境を整えることが必要であると考えます。

まずは、現時点での協同的探究学習の進捗状況と課題、教員と児童・生徒、保護者の反応についてお答え下さい。以前のご答弁で、パイロット校は他校にも広く公開するとされておりましたが、その仕組みを含め、全ての教員が授業研究が出来る環境整備についてのご見解をお伺いします。

協同的探究学習を長年研究、実践されてきた東京大学の藤村教授に、加古川市学力向上推進委員会の顧問として指導を頂いていますが、1回ずつの契約となっています。平成31年度の予算は何回分の契約でしょうか。加古川市にしっかりと定着させるための指導料として十分でしょうか、お答え下さい。

さらに、「協同的探究学習」を定着させるためには、家庭や地域の方に理解を広げることと、加古川市の特色ある教育を市内外に強く発信する必要がありますが、ご見解をお伺いします。

協同的探究学習の最後の質問です。平成31年度施政方針の中で、協同的探究学習を進めることで子供たちの「生きる力」を育むとされましたが、その後の文言が大変気に掛かります。それは、「ことばの力」が学びの基盤に置き換えられていること、そして、それを幼児期と児童期の学びの連続性・一貫性を重視した取り組みとして推進する、としていることです。全市的に進めようとしている「協同的探究学習」は、多様な考え方、価値観を認めあうことを「学びと育ちの基盤」としていることから矛盾を感じますが、ご見解をお伺いします。

小項目2 コミュニティスクールの全市展開について

平成29年第2回、平成30年第3回定例会の代表質問でコミュニティスクールの推進に対する質問を重ねており、当時のご答弁は、モデル的に志方地区のユニットで検討をしているといった内容でしたが、今年度に入って加速度的に進んだ印象があります。今年度から「地域とともにある学校づくり協議会」を立ち上げ、各ユニットごとに「地域協働推進部会」を設置、10月には加古川中学校がコミュニティスクールとなりました。私たち会派は、これまでからコミュニティスクールについての調査研究を重ねており、その意義や効果についてある程度の理解をしていますが、今回の進め方については戸惑いを隠せません。

加古川中学校に学校運営協議会が設置されるまでの経緯ですが、一般的には、まず、「教育委員会」でコミュニティスクールを進めることについての合意形成があり、その後に全体会である「地域とともにある学校づくり協議会」を設置、

そこで共通理解がされ、各ユニットの地域協働推進部会で検討した後に、学校運営協議会が設置される運びになると考えますが、疑問点が多々あります。教育委員会会議録を29年度から追っていきましたが、コミュニティスクールの審議はなく、平成30年7月の定例教育委員会で学校運営協議会規則の制定について説明がなされ、委員から、学校運営協議会と学校評議員会の質は大きく異なるため、その変更点については学校評議員会で丁寧に説明してもらいたいこと、平成31年4月以降の設置が円滑ではないかということや、年度途中に移行するのであれば、教育委員会としても積極的に学校や学校評議員に対して、その趣旨や制度内容の周知を図っていく必要があるとされました。また、11月の教育委員会会議録では、10月16日に加古川中学校で委員活動を行ったと読めますが、12月の総務教育常任委員会では、10月16日に学校運営協議会を開催する予定であったが、会議が成立しなかったため、12月18日に開催を予定している、と報告を受けています。学校運営協議会の設置は何を持って設置日をするのか説明を求めます。また、全市に進めていくのであれば、各地域協働推進部会において「コミュニティスクールとは何か」というところからの説明が必要ではなかったでしょうか。ご見解をお伺いします。

小項目3 両荘ユニットにおける小中一貫教育の今後の進め方について

12月議会の藤原繁樹議員の一般質問において、岡田市長が行政懇談会の場で、「小中一貫校を新設して、魅力ある教育手法を導入し、朝夕にスクールバスを走らせるというのも一定の学校の規模を子供たちに提供するための一つの方法である」といった発言から、地域の方々の熱意が高まっていることや、両荘中学校区ユニット地域協働推進部会で「子どもたちにとってよりよい教育環境」をテーマに協議を進めていること、「地域とともにある学校づくり協議会」においては、市全体の今後の学校園のあり方について、専門家等の助言を得ながら協議を進めているといった答弁がありました。市長からも、地域の熱が高まっているということであれば、早急にそういう協議を進めて実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えていると答弁され、ますます期待が高まっています。先日、津市の義務教育学校について視察を行いました。一番苦労されたのが、地域の理解を得ることでした。両荘地域の期待が高まっている時期を逃さずに、協議を進めて頂きたいと考えますが、どのような段階を踏まえて進めていくのかについてお考えをお聞かせ下さい。以上で、最初の質問を終わります。